

一般社団法人不動産競売流通協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人不動産競売流通協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、総会の決議により、従たる事務所（以下「地方本部」という。）を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は不動産競売流通システムの通信事業を支える運営団体としての機能の充実・強化はもとより、当協会の特色を生かした調査研究・政策提言・ライフスタイルの提案、更にはインターネットへの不動産競売物件情報の分析公開等を活発に推進し、本会の活動を通じ、経済活動の源でもある不動産競売流通市場の健全な発展と、明るく豊かな住環境づくりに貢献されている皆様の活動を応援することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国内外の競売不動産に関する調査研究及び情報の収集並びにそれらを通じた政策提言、情報の提供
- (2) 競売不動産の取扱に従事し、又は従事しようとする者に対する研修、講習及び指導
- (3) 国民に対する競売不動産に関する知識の普及、啓発、指導及び助言
- (4) 競売不動産に関する会議、講演会等の開催
- (5) 会員の利便又は相互親睦を図ることを目的とする事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(事業の委託)

第5条 本会は、前条に規定する事業の一部を、理事会の決議を受けて、他の者に委託することができる。

第3章 会 員

(会員)

第6条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した宅地建物取引業者
- (2) 賛助会員 本会の目的及び事業を賛助し、又は後援する者
- (3) 個人会員 本会の目的に賛助して入会した競売不動産取扱主任者

(入会)

第7条 本会の会員になろうとする者（正会員・賛助会員）は、理事会が別に定める手続に従い、入会申込書を代表理事に提出しなければならない。

2 個人会員は本規約を承認のうえ、WEBより入会申込みをした競売不動産取扱主任者のうち、協会が適格と認めた方を個人会員とします。

3 次の各号のいずれかに該当する者（法人である場合には、役員又は宅地建物取引業法施行令第2条の2で定める使用人に当該事由がある場合を含む。）は、本会に入会することができない。

- (1) 消費者その他取引の関係者に損害を与え、又は損害を与えるおそれがあるとき。
- (2) 取引の公正を害する行為をし、又は取引の公正を害するおそれがあるとき。
- (3) 法令に違反し、宅地建物取引業者として不適当であると認められるとき。
- (4) 第9条により会員の資格を失い、再び本会の会員となることが不適当である認められるとき。
- (5) 入会審査において虚偽の事実を述べたとき。
- (6) 指定暴力団その他反社会的と認められる団体に所属又は関係しているとき。
- (7) その他本会の目的に反する行為を行うおそれのあるものとして理事会が定める事由に該当するとき。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、別に定める額の入会金及び会費を納付しなければならない。

2 賛助会員は、別に定める額の入会金及び会費を納付しなければならない。

3 個人会員は、別に定める額の入会金及び会費を納付しなければならない。

4 入会金、会費及び前項の費用（以下「会費等」という。）の納付の方法及び手続に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

5 既納の会費等は、返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、失踪宣告を受け、又は法人若しくは団体である会員が解散若しくは消滅したとき。
- (4) 正会員が前2号に規定する以外の事由により宅地建物取引業の免許の効力を失い、又

はその免許を取り消されたとき。

(5) 每事業年度の終了の日において当該事業年度の会費等を完納しない場合において、本会が代表理事名で督促状を発した日から6か月以内に未納の会費等を完納しないとき。

(6) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、理事会が別に定める手続に従い、退会届を代表理事に提出しなければならない。なお、一度退会されると、再入会はできない。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、当該会員を除名し、又は退会勧告、会員資格の停止その他の綱紀処分をすることができる。この場合においては、当該会員に対し、理事会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 本会の目的に反する行為があったとき。

(2) 本会の名誉を汚し、又は信用を失わせるような行為があったとき。

(3) 定款を無視する行為があったとき。

(4) 第7条第2項第1号から第3号までの事由に該当するとき、又はその調査のため必要な説明若しくは資料の提出を求められた場合において、正当な理由なくこれを拒んだとき。

(5) 第7条第2項第6号の事由に該当するとき、又はその調査のため必要な説明若しくは資料の提出を求められた場合において、正当な理由なくこれを拒んだとき。

(6) その他除名又は綱紀処分をすべき正当な事由があるとき。

2 前項の綱紀処分の内容は、理事会において別に定める。ただし、会員資格の停止は、1年以内に限るものとする。

3 第1項の除名又は綱紀処分の手続に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(権利の喪失)

第12条 会員の資格を喪失した者は、会員としての一切の権利を失い、本会に対して、会費その他既払金の返還を請求することができない。

平成2008年4月1日施行

平成2015年4月1日改定